

港区子育て世帯等住宅取得支援事業補助金 よくある質問

1 交付申請に関すること

■申請要件について

Q	高校生以下の子どもがいる子育て世帯又は夫婦のいずれかが40歳未満の若年夫婦世帯のどちらかに該当していれば申請できますか。
A	補助対象住宅の建築又は購入に係る契約を締結した時点又は交付申請時点のいずれかにおいて、どちらかに該当していれば申請できます。
Q	夫婦のいずれも40歳以上ですが、住宅の購入後、第一子を妊娠しました。この場合は申請できますか。
A	妊婦の方の場合も、住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記の受付年月日から1年以内であれば申請できます。
Q	住宅の契約締結時は子どもが高校生でしたが、引っ越しと登記は子どもの高校卒業後でした。この場合は申請できますか。
A	契約締結時に高校生年代以下のお子さんがいた場合は申請できます。
Q	令和6年11月に不動産業者と中古住宅の購入に係る売買契約を締結しました。所有権移転登記は令和6年12月6日以降に完了しましたが、申請できますか。
A	令和6年12月6日以降に建築又は購入に係る契約をした住宅を対象としているため、この場合は申請できません。
Q	令和6年12月6日に戸建住宅の工事請負契約を締結しました。どの時点で申請すればいいですか。
A	申請は、住宅が完成し、住所異動の届出や住宅の所有権保存登記が終わってからの申請になります。登記の受付年月日から1年以内に申請してください。
Q	現在分譲マンションに住んでいますが、今後新しい家への買い替えを予定しています。この場合は申請できますか。
A	申請できます。
Q	国の「子育てエコホーム支援事業」や「先進的窓リノベ事業」との併用はできますか？
A	併用できます。
Q	耐震性を満たす住宅とはどのような住宅ですか。
A	1981（昭和56）年6月1日に改正・施行された建築基準法における耐震基準（新耐震基準）により建築確認を受け建設された住宅のことをいい、建築確認年月日等により判断します。1981年5月31日以前に建築確認を受け建設された住宅の場合でも、耐震基準適合証明書等により耐震基準を満たしていることを証明できれば補助の対象となります。

■申請書類について

Q	申請書（第1号様式）右上の申請者欄には世帯主の氏名を書けばいいのでしょうか。
A	世帯主又はその配偶者であれば、どちらでも結構です。補助金は申請者の名義の口座に振り込みますので、振込先口座の名義人と揃えてください。

Q	住民票の続柄が世帯主と「夫・妻（未届）」となっている場合、住民票以外に事実婚を証明する書類の提出は必要ですか。
A	提出不要です。

Q	東京都又は港区以外で交付されたパートナーシップ宣誓制度の受理証明書等の写しでも代用できますか。
A	代用できません。

Q	前年度の住民税の納税証明書または非課税証明書はどこで取得できますか。
A	必要な証明年度の1月1日現在（令和5年度の証明書が必要な場合は、令和5年1月1日）にお住まいだった自治体で取得できます。必要な証明年度の1月1日現在から港区にお住まいの方は、各総合支所で取得できるほか、コンビニ交付サービスでも取得できます。

Q	海外にいたため、前年度の住民税の納税証明書または非課税証明書が発行できません。代わりに提出する書類はありますか。
A	必要な証明年度の1月1日現在（令和5年度の証明書が必要な場合は、令和5年1月1日）に海外にいたことが確認できる戸籍の附票をご提出ください。本籍地が港区の方は、コンビニ交付サービスでも取得できます。

Q	補助対象住宅の建物の登記事項証明書はどこで取得できますか。
A	法務局の出張所で発行できます。港区内では、東京法務局港出張所（東麻布二丁目11番11号）で取得できます。

Q	補助対象住宅の検査済証がないため、建築確認台帳記載事項証明書を取得したいのですが、どこで取得できますか。
A	建物の規模等により発行先が港区と東京都で分かれていますので、区住宅課までお問い合わせください。

Q	購入した住宅が共同住宅のため、補助対象住宅の認定を受けているかどうか分かりません。どのように確認すればよいのでしょうか。
A	お住まいのマンションの管理組合にお問い合わせください。

2 【フラット35】地域連携型に関すること

Q	ローン実行後でも申請をすれば利用できますか。
A	ローン実行後は利用できません。詳しくは住宅金融支援機構にお問い合わせください。 住宅金融支援機構 0120-0860-35